

東京都地域医療再生計画（案）の概要

基本理念

超高齢社会にふさわしい医療提供体制の構築

○今後到来が見込まれる「超高齢社会」にふさわしい医療提供体制の構築に向け、平成25年に改定した「東京都保健医療計画」において掲げた、保健・医療・福祉施策を一体的かつ総合的に推進する。

○このうち、喫緊の課題である在宅療養推進の取組と災害医療について、地域医療再生基金を活用して早期の課題解決を図る。

実施後

超高齢社会にふさわしい医療提供体制の構築

在宅療養推進の取組

- ▶ 1 地域の実情に応じた在宅療養支援体制の構築
- ▶ 2 小児やがん患者等、多様な在宅療養患者への支援
- ▶ 3 円滑な在宅移行
- ▶ 4 患者の容態に応じた適切な入院医療の提供
- ▶ 5 在宅療養を支える人材の確保



現状・課題

在宅療養推進の取組

高齢者人口割合は上昇を続け、平成47年には都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれている。

病気になっても、高齢になっても、障害があっても、医療を含む生活全般の安定が図られ、その人らしい充実した人生を全うできるような、「在宅療養生活」の実現を目指していくことが必要。

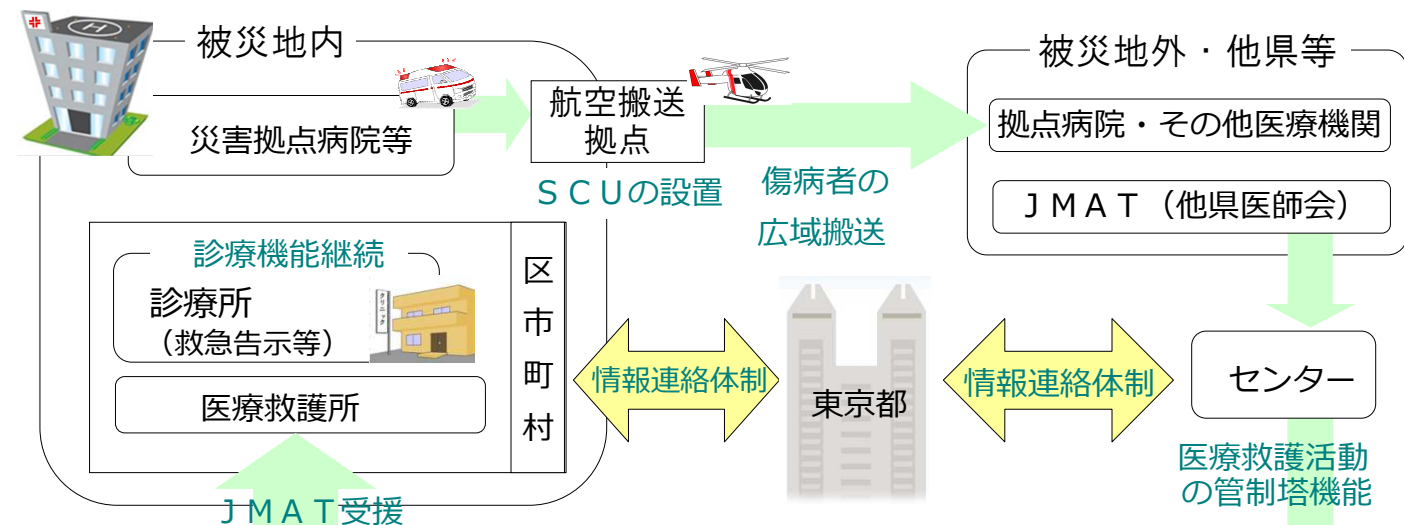
災害医療

首都直下地震時に最大で約14万7千人の負傷者の発生を見込むなど、被害想定を全面的に見直し、「東京都地域防災計画」を修正。

災害医療体制の一層の強化を図り、「東京都地域防災計画」に定める災害医療体制の実現を図ることが急務。

災害医療

- ▶ 1 医療救護活動の管制塔機能の整備
- ▶ 2 情報連絡体制の確立
- ▶ 3 診療機能の継続※
- ▶ 4 SCUの整備※
- ▶ 5 在宅療養患者等の要援護者への支援体制構築



東京都地域医療再生計画（案）の概要～個別目標と具体的な施策～

1 在宅療養の取組

1 在宅療養推進区市町村支援事業

【小児等の在宅療養支援体制の構築】

小児や若年層の患者が安心して療養生活を送ることができるよう、区市町村が地域の医療資源や福祉サービス等と連携して、在宅療養支援体制を構築する取組を支援する。

【在宅療養患者等の搬送体制の構築】

在宅療養中に患者の病態が変化した際にも、患者・家族の意思を尊重した地域の適切な医療機関に搬送するための体制を構築する取組を支援する。

【その他の在宅療養体制の構築】

超高齢社会にふさわしい在宅療養体制の強化に向け、東京都保健医療計画に掲げた様々な課題に対応する取組を支援する。

2 転退院支援事業

【入院医療機関における転退院支援体制の強化】※

入院患者の円滑な在宅療養生活への移行が行えるよう、入院医療機関における退院支援の機能強化を図るとともに、患者の背景や容態等に合わせた適切な転院を推進する。

3 がん患者在宅移行支援事業

【がん患者の円滑な在宅移行支援体制の構築】

「がん患者在宅移行支援病院（仮称）」を試行的に創設し、初期治療を終えたがん患者が治療を継続しながら、退院に向けた準備を行えるよう支援する。

※一部を東京都保健医療計画（三次保健医療圏）の変更により実施

2 災害医療

1 東京都災害時医療救護活動・在宅医支援センター（仮称）整備事業

【医療救護活動（受援を含む）の拠点整備】

東京都地域防災計画に基づき、東京都医師会が行う、東京都医療救護班の編成のほか、他県 J M A T の活動方針等の協議及び関係機関との連絡調整の拠点を整備する。

2 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備

【広域搬送体制の構築】※

航空搬送拠点に S C U を整備し、患者搬送前に長時間の搬送に必要な処置を行い、患者の容態の安定化を図ることで、適切な広域搬送体制を構築する。

3 在宅療養推進区市町村支援事業 ＜再掲＞

【在宅療養患者の災害時支援体制の確保】

【在宅療養患者等の搬送体制の構築】

医療的ケアが必要な要援護者についての情報共有や搬送支援体制など、在宅療養患者の災害時支援体制を確保するための区市町村の取組に対して支援を行う。

※東京都地域医療再生計画（三次保健医療圏）の変更により実施

3 医師確保対策

東京都災害時医療救護活動・在宅医支援センター（仮称）整備事業 ＜再掲＞

【在宅医の確保・育成】

在宅医療のノウハウ等についての研修を行い在宅医の養成・確保を図るとともに、多様化する在宅療養患者のニーズに応えるスキルについての研修を実施し、更なる専門性の向上を支援する。

【災害時に医療救護活動を行う医師の育成】

災害時に、専門を問わずに全ての医師が医療救護所等において、適切な医療救護活動にあたることができるよう、診療所医師等を対象に、医療技術に関する研修を行う。